

○大阪市立大学シンボルマーク・ロゴの取扱いに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク・ロゴの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク・ロゴ)

第2条 シンボルマーク・ロゴは、別図第1及び別図第2のとおりとする。

2 シンボルマーク・ロゴの寸法は、別に定める使用マニュアルに基づくものとする。

3 シンボルマーク・ロゴの色彩は、原則として別に定める使用マニュアルに基づくものとする。ただし、本部事務機構企画部広報課（以下「広報課」という。）が特に認める場合は、この限りではない。

(使用目的)

第3条 シンボルマーク・ロゴは、次に掲げる目的において使用することができる。

- (1) 本学の教育、研究及び地域貢献活動に関すること。
- (2) 本学の事業及び業務の遂行に関すること。
- (3) 本学の知名度の向上やアイデンティティの確立に関すること。
- (4) その他大阪市立大学長（以下「学長」という。）が特に必要と認めるもの

(使用手続き)

第4条 使用承認を受けようとする者は、シンボルマーク・ロゴの使用開始日の2週間前までに、申請書及び掲載予定原稿、見本等を学長あてに提出しなければならない。

2 本学教職員及び学生がシンボルマーク・ロゴを使用しようとするときは、第1号様式により事前に学長に申請しなければならない。

3 前項に規定する以外の者がシンボルマーク・ロゴを使用しようとするときは、第2号様式により事前に学長に申請しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合、申請書の提出は不要とする。

- (1) 教職員が名刺で使用する場合
- (2) ホームページで掲載しているテンプレートを使用する場合
- (3) 学内だけで配布する資料に使用する場合

(使用許可等)

第5条 学長は、前条第2項及び第3項の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許可するものとする。

- (1) 使用目的が第3条各号に掲げる基準に満たない場合
- (2) 本学の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (5) 申請者の単なる個人的利益のために使用する場合
- (6) その他学長が適当でないと認める場合

(使用承認)

第6条 学長は、使用を承認することにしたときは、申請者に対しその旨を通知する。

2 使用にあつては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用開始は使用を承認した日以後とし、使用は承認を得た範囲に限るものとする。
- (2) 使用にあつて、本学は一切の経費を負担しないものとする。
- (3) 当初の申請内容に変更が生じた場合は、直ちに文書により届け出ること。
- (4) 当該事業終了後、速やかに実施報告（シンボルマーク・ロゴを使用した印刷物、物品（写真等でも可）を添付）を提出すること。

(遵守事項及び禁止事項)

第7条 シンボルマーク・ロゴの使用にあつては、シンボルマーク・ロゴの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマーク・ロゴの形状及び寸法は改変しないこと。
- (2) 本学の許可なしにシンボルマーク・ロゴを第三者に使用させないこと。
- (3) 申請時の使用目的を超えて使用しないこと。

2 シンボルマーク・ロゴの使用に際する禁止事項は、別図第3及び別図第4のとおりとする。

(使用停止又は使用許可の取消し措置)

第8条 学長は、使用許可を受けシンボルマーク・ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）がこの要項に違反し、若しくはその趣旨に反すると認められるとき、又は次のいずれかに該当するときは、使用者に対してシンボルマーク・ロゴの使用の停止又は使用許可の取消し措置をとることができる。

- (1) 当該使用承認申請書等の内容に虚偽があったとき。
- (2) 実施内容が申請内容と著しく異なるとき。
- (3) 本学が付する当該使用承認の許可条件に違反したとき。
- (4) その他、使用させることが不適切と認めるとき。

(事務)

第9条 この要項の運用に係る事務は、広報課において処理する。

(特記事項)

第10条 申請者がシンボルマーク・ロゴを使用した物品等を販売することによって、相当額の収入を得る可能性がある場合は、使用料等について別途協議を行うものとする。

(施行細目)

第11条 この要項に定めるもののほか、シンボルマーク・ロゴの取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

この要項は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月1日）

この要項は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別図第1（第2条関係）ロゴマーク

シンボルマーク



シンボルマーク（丸型）



別図第2（第2条関係）シンボルマーク＋ロゴタイプ

シンボルマーク＋ロゴタイプ（横書き）



シンボルマーク＋ロゴタイプ（縦書き）



別図第3（第2条関係）ロゴマークの使い方

【禁止事項】

◆比率の変更



◆文字を入れる



◆ロゴマークを重ねる



別図第4（第2条関係）シンボルマーク＋ロゴタイプの使い方

【禁止事項】

- ◆ロゴマークとロゴタイプの比率変更



- ◆回転させる



- ◆ロゴタイプのフォント変更



- ◆他の要素を加えて表示

